

委託業務特記仕様書（令和８年７月１日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第１条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書（令和８年７月）」、「徳島県設計業務共通仕様書（令和８年７月）」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書（令和８年７月）」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- ２ ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/>

（成績評定の選択制（試行））

- 第２条** 当初業務委託料（税込み）が１００万円を超え５００万円未満及び、変更契約で業務委託料が１００万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- ２ 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- ３ 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が１００万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第３条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第４条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で１週間のルール（スタンス）

を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

（１）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

（２）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）

（３）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

２ 前項第１号は必ず実施するものとし、第２号及び第３号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第１号から第３号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

３ ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

４ 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

５ ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

第５条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

２ 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（Ｗｅｂ会議【発注者指定型】）

第６条 本業務は、建設ＤＸによる業務の効率化を目的とした「Ｗｅｂ会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Ｗｅｂ会議実施要領」を適用する。

２ Ｗｅｂ会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Ｗｅｂ会議実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Ｗｅｂ検査【発注者指定型】）

第７条 本業務は、建設ＤＸによる業務の効率化を目的とした「Ｗｅｂ検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Ｗｅｂ会議実施要領」を適用する。

２ Ｗｅｂ検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Ｗｅｂ会議実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（オンライン電子納品）

第9条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（熱中症対策費（施設・設備）の対象業務）

第11条 本業務は、熱中症対策費（施設・設備）の適用対象業務である。

- 2 管理技術者等は、熱中症対策（施設・設備）を実施する場合は、「熱中症対策費（施設・設備）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「委託業務の熱中症対策費（施設・設備）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

委託業務の熱中症対策費（施設・設備）に係る積算要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314043/>

（本業務の特記仕様事項）

第 1 2 条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

1. 業務目的

本業務は、徳島小松島港（金磯地区）に係留されている PC 製浮栈橋（W=7.5m、L=30.0m、H=3.0m）を徳島小松島港（沖洲外地区）へ移設・再利用するにあたり、係留施設の設計、輸送・設置計画の検討ならびに附属設備（連絡橋、巻上げ機、操作盤等）の改修に係る詳細設計を行うものである。

2. 業務内容

2.1 基本方針

- ・ 設計供用期間にわたり要求性能を満足する設計を行う。
- ・ 可能な限り既存設備を再利用し、改修コストの低減を最優先とする。
- ・ 改良後の施設が港湾の施設の技術上の基準に適合することを確認する。
- ・ 既設浮栈橋の撤去に関する設計は対象外とする。
- ・ 橋台（連絡橋）の詳細調査（鋼管杭）および修繕設計は対象外とする。
- ・ 既設ナトリウム灯は現状維持とし、本業務における改修対象外とする。
- ・ 設計、調査の各段階において追加検討事項が必要な場合は発注者と協議のうえ適切に対応する。

2.2 共通

(1) 打合せ

本業務の協議打合せは、業務着手時、中間 1 回、業務完了時の 3 回を基本とし、必要に応じて随時実施するものとする。

(2) 関係機関打合せ協議

浮栈橋の輸送ルートを検討にあたり、徳島海上保安部と必要事項について協議する。

(3) 設計計画

設計に当り、事前に業務の目的、内容を把握し、業務の手順および遂行に必要な計画を立案する。

(4) 資料収集・整理

業務に必要な既往設計および工事図書、維持管理計画書、測量データ等を収集し整理・提案する。

(5) 照査

仕様書に基づく条件、検討項目、設計内容等の照査を業務中間段階並びに適切な区切りにおいて適宜実施する。

また、調査・計画作業が終了後は、全ての内容について照査し、照査結果を報告書にまとめる。

(6) 報告書作成

業務の目的と特記仕様書を踏まえ、業務の方法、過程、結論について記載した報告書を作成する。

2.3 浮体・係留索設計

(1) 設計条件の設定

既往資料に基づき、詳細設計を行うにあたっての利用条件、自然条件などの設計条件を整理・設定する。

(2) 浮体の安定性照査

既存設計図書より浮体諸元を整理し、移設先の設計条件に基づく浮体の静的安定性照査を行う。

(3) 係留索の安定性照査

設計外力に対するアンカーブロック重量の設計や係留索の規格・長さ・本数を決定する。

(4) 図面作成

以上の設計内容に基づき、平面図、一般図、構造図および詳細図等の工事に必要な設計図面を作成する。

(5) 数量計算

設計図面より、工事に必要な数量計算を行いとりまとめる。

2.4 浮棧橋輸送設置計画

(1) 輸送検討

金磯地区から沖洲外地区への海上輸送ルートを選定するにあたり、気象・海象条件を確認するとともに、曳航方法（タグボートによる自航曳航または台船搭載）を比較検討し、最適案を選定する。また、潮位および航路水深を確認し、許可申請に必要な書類の基礎資料を整理する。

(2) 設置計画

現地における浮棧橋の据付手順や施工機械を明確にした施工計画を策定するとともに、連絡橋の接続および巻上げ機の再設置等に係る手順についても併せて計画する。

2.5 連絡橋設計

(1) 現況調査

既設連絡橋について現況調査を実施し、手すり、床板その他主要部材の腐食状況および欠損状況を確認するとともに、後述の比較検討に必要な基礎資料を整理する。

(2) 構造諸元の検討

既設連絡橋の老朽化に伴い、利用性、安全性および施工性を考慮した最適な改修方法を検討する。なお、既設構造の補強については、重量増加による浮体全体の安定性への影響が懸念されるため、部材の軽量化および幅員の縮小を基本として構造比較を行い、最適な構造諸元を決定する。

(3) 構造計算

決定した構造諸元に基づき構造計算を行い、設計荷重に対する応力照査を実施し、各部材の仕様を決定する。

(4) 図面作成

以上の設計内容に基づき、一般図、構造図および詳細図等の工事に必要な設計図面を作成する。

(5) 数量計算

設計図面より、工事に必要な数量計算を行いとりまとめる。

2.6 巻上げ機設計

(1) 現況調査

既設巻上げ機（2 基）について、仕様、モーター容量および減速機型式を確認する。また、ワイヤーロープ（4 本）の損傷状況および素線切れの有無を確認するとともに、配線の被覆劣化状況および絶縁抵抗を確認する。

(2) 比較設計

既設巻上げ機のオーバーホール案および更新案について概算工事費を算定し、

経済性、維持管理性ならびに施工性の観点から比較検討を行い、最適案を選定する。

(3) 設計書の作成

比較検討により選定した採用案について、設計図面、工事仕様書および数量計算書を作成する。

2.7 電気盤設計

(1) 現況調査

既設電気盤（2 箇所 2 面）について、既存図書および現地調査により、盤仕様、回路構成、安全装置等の現況を確認する。

(2) 更新設計

前項巻上げ機改修設計において決定される巻上げ機の仕様および能力条件に基づき、新設電気盤の仕様を策定する。なお、新設盤は設置環境に応じた塩害対策を考慮するものとする。

(3) 設計書の作成

決定した新設電気盤について、設計図面、工事仕様書および数量計算書を作成する。

2.8 概算工事費算定

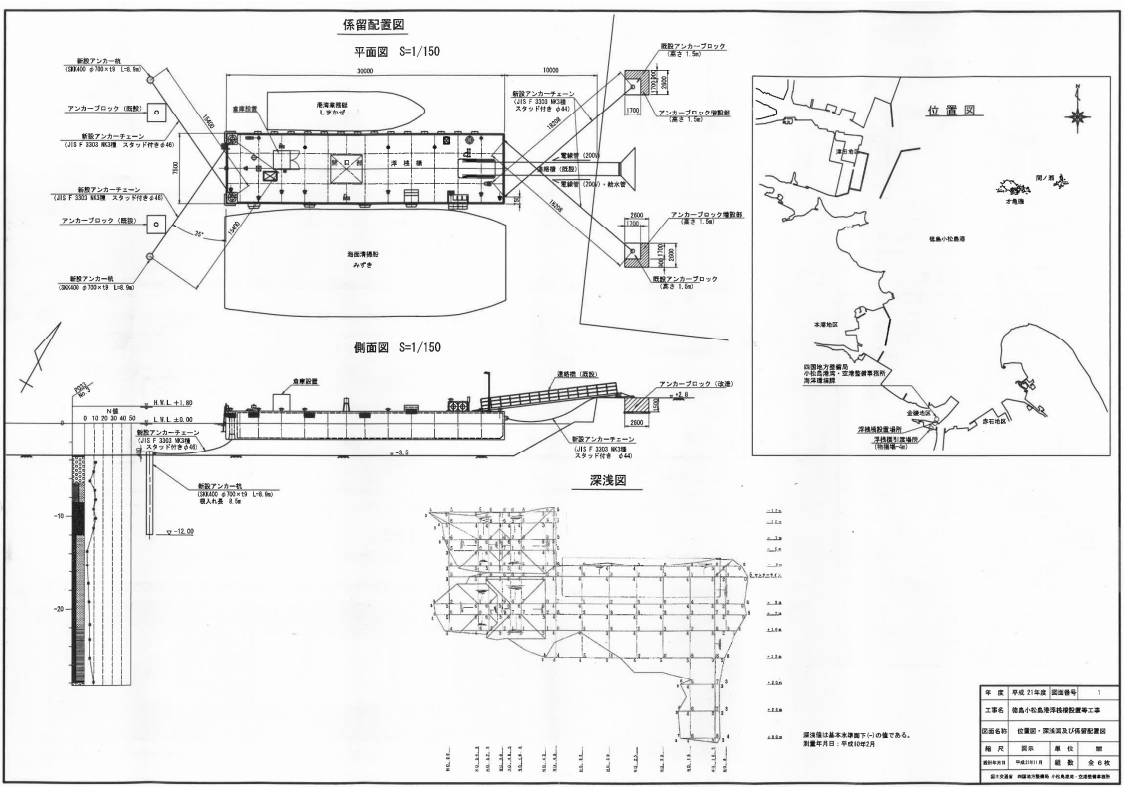
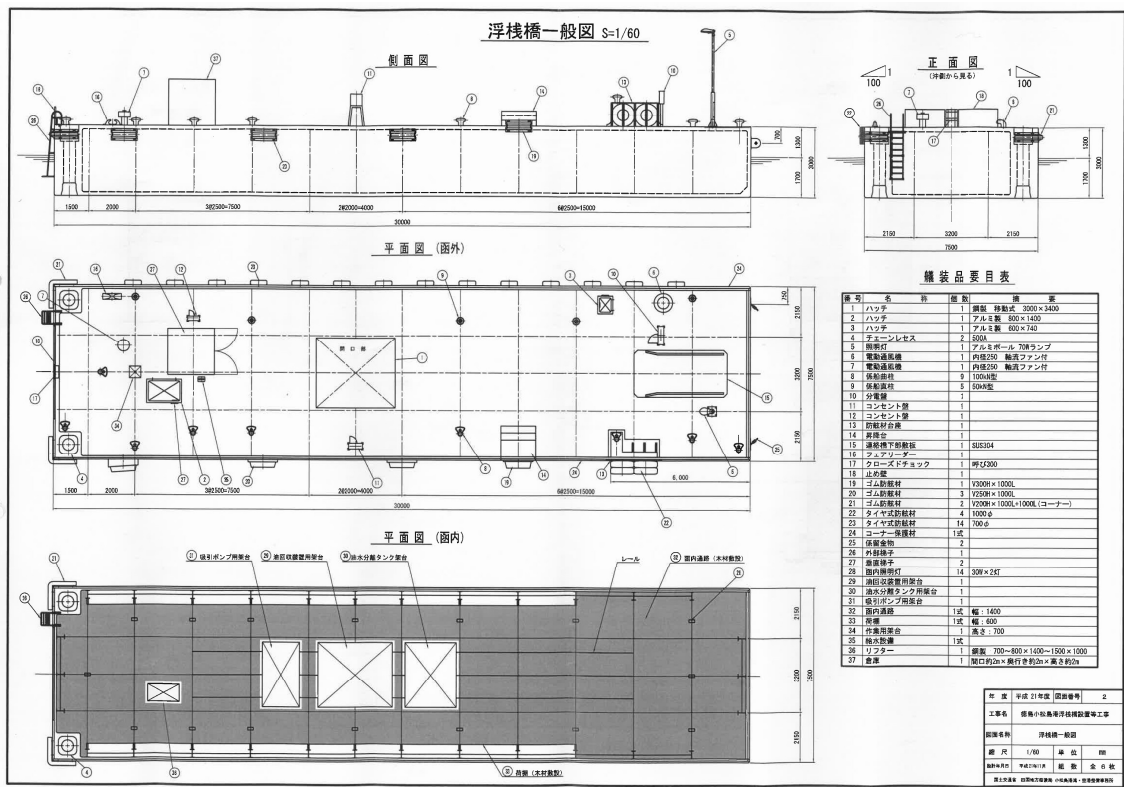
下記の工種について工事費を算定する。

表- 2.1 工事費算定対象工種

工種区分	積算対象
港湾構造物工事	浮桟橋輸送・設置、シンカー製作・設置、係留鎖設置
鋼構造物工事	連絡橋改修、巻上げ機改修・更新、電気盤更新（2 箇所 2 面）

3. 参考資料

・ 移設浮棧橋設計図面



- ・移設浮棧橋 現況写真

当初設置位置から移設され、現在は金磯南物揚場に係留されている。



移設先である沖洲（外）地区の浮棧橋（-4.0m）では、令和 7 年度に劣化状況を把握するため、陸上目視と潜水調査が実施されている。

